

公益社団法人 妙高市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人妙高市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を新潟県妙高市に置く。

(目 的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（新潟県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けたものに限る。）を希望する高齢者への職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

（種 別）

第5条 センターの会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 センターの目的に賛同し、その事業について理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者。

ア 妙高市に居住する原則として60歳以上の者。

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

（2）賛助会員 妙高市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力する者で理事長の承認を得たもの。

（入 会）

第6条 正会員、賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事長においてその可否を決定し、これを本人に通知するとともに、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

（会 費）

第7条 正会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費規程に基づき、賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 正会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。

（3）1年間以上会費等を滞納したとき。

（4）妙高市に居住しなくなったとき。

（5）除名されたとき。

（6）正会員全員の同意があったとき。

（退 会）

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において、正会員総数の半

数以上であって、正会員の総数の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、その旨を通知し、総会において、決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規程に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額又は役員の報酬等の支給基準の決定
- (3) 役員の賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併の承認
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったと

き。

（招 集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができるとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

（議 長）

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議 決 権）

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（定 足 数）

第 18 条 総会は、正会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決 議）

第 19 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席してその過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面議決等）

第 20 条 正会員は、理事会で定めたときは、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 18 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議 事 録）

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役 員

（役員の設置）

第 22 条 センターに次の役員を置く。

- （１）理事 5 名以上 15 名以内
- （２）監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 23 条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事に異動があった時は、2 週間以内に登記し、遅滞なく、登記事項証明書を添えてその旨を新潟県知事に届出なければならない。
- 5 監事に異動があった時は、2 週間以内に登記し、遅滞なく、登記事項証明書を添えてその旨を新潟県知事に届出なければならない。

（理事の職務・権限）

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、センターの業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長、常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

（任 期）

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

（解 任）

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の総数の半数以上であって、正会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等及び費用）

第28条 役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する経費を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

（取引の制限）

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターがその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告をしなければならない。

（役員の責任の免除）

第30条 センターは、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員の総数の半数以上であって、正会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 理 事 会

（構 成）

第31条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （１）総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- （２）規程の制定及び改廃
- （３）前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- （４）理事の職務の執行の監督
- （５）理事長及び副理事長、常務理事の選定及び解職
- （６）各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

（開 催）

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- （１）理事長が必要と認めたとき。
- （２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- （３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- （４）一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招 集）

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- ２ 前条第３号による場合は、理事が、前条第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- ３ 理事長は、前条第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- ４ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の１週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- ５ 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議 長）

第 35 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

（定 足 数）

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決 議）

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

（議 事 録）

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第6章 資 産 及 び 会 計

（資産の管理）

第 40 条 センターの資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

2 重要な財産の処分及び譲受けについては理事会の決議による。

（事業年度）

第 41 条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 42 条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 43 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第44条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の総数の半数以上であって正会員の総数の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 [削除]

(会計処理)

第46条 この定款に定めるもののほか、センターの会計処理に関し必要な事項は、別に定める。

(特定費用準備資金等の取扱い)

第47条 特定費用準備資金及び特定の資金等に充てるために保有する資金の取扱いについては、別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、正会員の総数の半数以上であって、正会員の総数の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解 散)

第49条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員の総数の半数以上であって、正会員の総数の議決権の3分の2以上の決議により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、総会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第51条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人に寄附するものとする。

第8章 委員会、部会等

（委員会、部会等）

第52条 センターの事業を推進するために必要なときは、理事会はその決議により、委員会、部会、その他の下部機関を設けることができる。

2 前項の機関は、次に掲げる事項を検討し、理事会に報告するものとする。

- （1）センターの運営に必要な組織、研修、会計等に関し必要な事項
- （2）センターの会員の就業に伴う、安全、適正就業等に関し必要な事項
- （3）その他センターの事業の推進のために必要な事項

3 第1項の機関の構成員は、理事会が選任する。

4 第1項の機関の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

第9章 事務局

（事務局）

第53条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長などの重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 情報公開等

(情報公開等)

第 55 条 センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第 12 章 雑 則

(委 任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は萩原棟治、副理事長 横尾嘉明、常務理事は黒石竹雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この基準は平成 25 年 5 月 28 日から施行する

この基準は令和元年 5 月 24 日から施行する。

この基準は令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

この基準は令和 8 年 6 月 17 日から施行する。